

新潟市区役所事務分掌条例(案)の概要について

第1条 (条例の趣旨)

- 条例制定の根拠となる地方自治法の根拠条項を規定。
- 条例制定の目的を明示。

地方自治法第252条の20第2項の規定に基づき、区役所が分掌する事務に関し、市長の権限に属する事務のうち、この条例に定めるものについて区の区域ごとに分掌させるとともに、区の特徴を活かした主体的な行政運営を図るため、必要な事項を定める。

第2条 (区役所の分掌事務)

- 新潟市自治基本条例に規定する区役所の役割を引用。
- 規定する事務は、新潟市事務分掌条例の規定との整合性を図り、分野を列举。
- 規定する事務の順序は、区役所の組織を反映。

市長の権限に属する事務のうち、区役所は、新潟市自治基本条例第25条第2項に掲げる役割を果たすため、おおむね次に掲げる事務を分掌する。

(1) 区政の基本的な計画及び重要施策の企画に関する事項	地域課
(2) 区自治協議会に関する事項	
(3) 地域コミュニティの振興に関する事項	
(4) 文化及びスポーツの振興に関する事項	
(5) 広報及び広聴に関する事項	
(6) 住民基本台帳及び戸籍に関する事項	区民生活課
(7) 国民健康保険に関する事項	
(8) 環境衛生及び一般廃棄物に関する事項	健康福祉課 保護課
(9) 社会福祉及び保健に関する事項	
(10) 介護保険に関する事項	産業振興課
(11) 産業の振興に関する事項	
(12) 観光の振興に関する事項	建設課
(13) 都市計画に関する事項	
(14) 道路及び公園に関する事項	総務課
(15) 防災、防犯、交通安全に関する事項	
(16) 予算その他財務に関する事項	

第3条（規則への委任）

○区役所内部の組織（課）の設置と分掌事務は規則で定める。

この条例に定めるもののほか、区役所の内部組織、その分掌する事務その他必要な事項は、市長が別に定める。